

議案第 8 号

区議会提出議案に関する意見聴取 (世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例の議案の提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



6世総第624号
令和7年2月4日

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年2月10日（月）

5 担 当

総務部総務課総務係 齋藤 内線2064

議案第 号

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の部体育館の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に、「130円」を「160円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「50円」を「60円」に改め、同部格技室の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に改め、同部教室の項中「260円」を「330円」に改め、同部校庭の項中「320円」を「410円」に改め、同部庭球場の項中「850円」を「1,080円」に改め、同表の2の部個人の項中「240円」を「300円」に、「360円」を「460円」に、「100円」を「120円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に改め、同表の3の部個人の項中「480円」を「540円」に、「150円」を「170円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に、「240円」を「270円」に、「80円」を「90円」に改め、同部団体の項中「5,760円」を「6,530円」に改め、同表の4の部日曜日、土曜日及び休日の項中「5,280円」を「6,760円」に、「7,920円」を「10,150円」に、「11,880円」を「15,230円」に、「19,800円」を「25,380円」に改め、同部日曜日、土曜日及び休日以外の日の項中「3,960円」を「5,070円」に、「6,600円」を「8,460円」に、「9,240円」を「11,840円」に、「15,840円」を「20,300円」に改め、同表の5の部中「360円」を「460円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下）」に、「150円」を「190円」に改め、同表備考第4号中「120円」を「140円」に、「小人」を「子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改め、同表備考第5号中「幼児、小学生又は中学生」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に改め、同表備考第6号中「180円」を「230円」に、「小人」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に、「80円を」を「100円を」に改める。

別表第3校庭の項中「1, 320円」を「1, 690円」に改め、同表庭球場の項中「660円」を「840円」に改め、同表小ホールの項中「750円」を「960円」に、「1, 000円」を「1, 280円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校施設使用条例 昭和52年4月1日条例第16号 改正 昭和54年3月29日条例第28号 昭和57年6月25日条例第39号 昭和58年3月29日条例第17号 昭和61年3月29日条例第25号 平成7年3月10日条例第23号 平成9年3月12日条例第35号 平成11年10月1日条例第49号 平成16年3月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年3月6日条例第38号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u> 世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年1月東京都世田谷区条例第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （対象施設） 第2条 使用できる学校施設は、次のとおりとする。 （1） 体育館 （2） 格技室 （3） 教室	○世田谷区立学校施設使用条例 昭和52年4月1日条例第16号 改正 昭和54年3月29日条例第28号 昭和57年6月25日条例第39号 昭和58年3月29日条例第17号 昭和61年3月29日条例第25号 平成7年3月10日条例第23号 平成9年3月12日条例第35号 平成11年10月1日条例第49号 平成16年3月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年3月6日条例第38号 世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年1月東京都世田谷区条例第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （対象施設） 第2条 使用できる学校施設は、次のとおりとする。 （1） 体育館 （2） 格技室 （3） 教室

改正後	改正前
(4) 校庭 (5) 庭球場 (6) プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） (7) 小ホール (8) トレーニング室 (9) クライミングウォール (使用できる者の範囲)	(4) 校庭 (5) 庭球場 (6) プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） (7) 小ホール (8) トレーニング室 (9) クライミングウォール (使用できる者の範囲)
第2条の2 前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。	第2条の2 前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。
2 前項に定めるもののほか、第7条第3項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。 (使用の承認)	2 前項に定めるもののほか、第7条第3項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。 (使用の承認)
第3条 第2条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。	第3条 第2条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。
2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。	2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。
3 委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。	3 委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。
4 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。	4 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

改正後	改正前								
(使用の不承認) 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 営利を目的とするものであるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。 2 委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかったとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。 (使用の制限) 第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。 (使用時間等)	(使用の不承認) 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 営利を目的とするものであるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。 2 委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかったとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。 (使用の制限) 第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。 (使用時間等)								
第6条 第2条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="174 1249 1070 1428"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>使用できる時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 格技室 教室</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>	施設名	使用できる時間	体育館 格技室 教室	午前9時から午後9時まで	第6条 第2条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1173 1249 2069 1428"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>使用できる時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 格技室 教室</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr> </tbody> </table>	施設名	使用できる時間	体育館 格技室 教室	午前9時から午後9時まで
施設名	使用できる時間								
体育館 格技室 教室	午前9時から午後9時まで								
施設名	使用できる時間								
体育館 格技室 教室	午前9時から午後9時まで								

改正後				改正前			
	校庭 庭球場	午前 9 時から午後 8 時30分まで			校庭 庭球場	午前 9 時から午後 8 時30分まで	
	小ホール	午前 9 時から午後10時まで			小ホール	午前 9 時から午後10時まで	
	トレーニング室	午後 5 時30分から午後 8 時30分まで			トレーニング室	午後 5 時30分から午後 8 時30分まで	
	クライミングウ オール	午前 9 時から午後 9 時まで			クライミングウ オール	午前 9 時から午後 9 時まで	
2 プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。				2 プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。			
3 プールを使用できる時間は、午前10時から午後 8 時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前 9 時から午後 9 時までの間とする。				3 プールを使用できる時間は、午前10時から午後 8 時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前 9 時から午後 9 時までの間とする。			
4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。 (使用料)				4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。 (使用料)			
第 7 条 学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。				第 7 条 学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。			
2 委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から 1 割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。				2 委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から 1 割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。			
3 委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第 1 項の使用料を減額し、又は免除することができる。				3 委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第 1 項の使用料を減額し、又は免除することができる。			
(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額				(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額			
(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5 割に相当する額				(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5 割に相当する額			
(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5 割に相当する額				(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5 割に相当する額			
(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると				(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると			

改正後	改正前
き。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用する時。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 (7) 前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 4 附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。 5 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用する時。 全額 (2) 前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 6 第3項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 7 学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の還付) 第8条 既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 (施設の変更等の禁止)	き。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用する時。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 (7) 前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 4 附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。 5 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用する時。 全額 (2) 前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額 6 第3項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 7 学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の還付) 第8条 既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 (施設の変更等の禁止)

改正後	改正前
第9条 使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第9条 使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用権の譲渡等の禁止)	(使用権の譲渡等の禁止)
第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)	第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)
第11条 使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第5条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。 (損害賠償の義務)	第11条 使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第5条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。 (損害賠償の義務)
第12条 使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (委任)	第12条 使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (委任)
第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
付 則	付 則
1 この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。	2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
3 この条例第5条および第6条の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	3 この条例第5条および第6条の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
付 則 (昭和54年3月29日条例第28号)	付 則 (昭和54年3月29日条例第28号)
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
付 則 (昭和57年6月25日条例第39号)	付 則 (昭和57年6月25日条例第39号)

改正後	改正前
この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和58年 3 月29日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年 7 月 9 日＝昭和58年 6 月24日付 東京都世田谷区教育委員会告示第 1 号） 付 則（昭和61年 3 月29日条例第25号） 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 附 則（平成 7 年 3 月10日条例第23号） 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 3 新条例第 6 条第 3 項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成 7 年 5 月 1 日から同月 31 日までの間、免除するものとする。 附 則（平成 9 年 3 月12日条例第35号） 1 この条例は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の第 2 条、第 6 条、第 7 条、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 9 年10月 1 日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。 3 この条例による改正後の第 2 条の 2 及び別表第 1 の規定は、平成 9 年10月 1 日以後の使用に係る使用者資格について適用する。	この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和58年 3 月29日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年 7 月 9 日＝昭和58年 6 月24日付 東京都世田谷区教育委員会告示第 1 号） 付 則（昭和61年 3 月29日条例第25号） 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 附 則（平成 7 年 3 月10日条例第23号） 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 3 新条例第 6 条第 3 項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成 7 年 5 月 1 日から同月 31 日までの間、免除するものとする。 附 則（平成 9 年 3 月12日条例第35号） 1 この条例は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の第 2 条、第 6 条、第 7 条、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 9 年10月 1 日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。 3 この条例による改正後の第 2 条の 2 及び別表第 1 の規定は、平成 9 年10月 1 日以後の使用に係る使用者資格について適用する。

改正後	改正前
附 則（平成11年10月 1 日条例第49号） この条例は、平成11年11月 1 日から施行する。 附 則（平成16年 3 月12日条例第28号） この条例は、平成16年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 3 の部の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日条例第80号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第 7 条第 6 項、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第38号） 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	附 則（平成11年10月 1 日条例第49号） この条例は、平成11年11月 1 日から施行する。 附 則（平成16年 3 月12日条例第28号） この条例は、平成16年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 3 の部の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成24年12月10日条例第80号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第 7 条第 6 項、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第38号） 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
施設名	使用できる者	施設名	使用できる者
体育館（個人で使用するものを除く。） 格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用を除く。） 教室 校庭 庭球場 プール（個人で使用するものを除く。） 小ホール	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。	体育館（個人で使用するものを除く。） 格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用を除く。） 教室 校庭 庭球場 プール（個人で使用するものを除く。） 小ホール	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。
格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用に限る。）	次の要件を満たす団体 1 構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。 2 構成員の3分の2以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。 3 構成員の総数が5人以上であること。	格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用に限る。）	次の要件を満たす団体 1 構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。 2 構成員の3分の2以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。 3 構成員の総数が5人以上であること。
体育館（個人で使用するものに限る。） プール（個人で使用するものに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	体育館（個人で使用するものに限る。） プール（個人で使用するものに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正後				改正前			
クライミングウォール	次のいずれかに該当する者			クライミングウォール	次のいずれかに該当する者		
	1 区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者） 2 区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの				1 区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者） 2 区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの		
備考				備考			
1 この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。				1 この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。			
2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。				2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
1 体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場				1 体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場			
施設名	単位時間等		使用料	施設名	単位時間等		使用料
体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	410円	体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	320円

改正後					改正前				
			日曜日、休日及び学校休業日 以外の日 2時間30分以内	1,010円			日曜日、休日及び学校休業日 以外の日 2時間30分以内	790円	
	個人	1回	大人 160円 子ども（18歳以下（幼児を除く。）） 60円 幼児 無料			個人	1回	大人 130円 小人（小・中学生） 50円 幼児 無料	
格技室	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内			410円	格技室	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内		320円	
	日曜日、休日及び学校休業日以外の日	午後5時まで 1時間以内		410円		日曜日、休日及び学校休業日以外の日	午後5時まで 1時間以内	320円	
		午後6時30分以降 2時間30分以内		1,010円			午後6時30分以降 2時間30分以内		790円
教室	1室 4時間以内			330円	教室	1室 4時間以内		260円	
校庭	1時間以内			410円	校庭	1時間以内		320円	
庭球場	1面 1時間以内			1,080円	庭球場	1面 1時間以内		850円	
2 プール（温水プールを除く。）					2 プール（温水プールを除く。）				
使用者		単位時間		使用料	使用者		単位時間		使用料
個人	大人	午後5時30分まで 2時間以内		300円	個人	大人	午後5時30分まで 2時間以内		240円
		午後6時30分以降 2時間以内		460円			午後6時30分以降 2時間以内		360円
	高齢者	2時間以内		120円		高齢者	2時間以内		100円
	子ども（18歳以下（幼児を除く。））			120円		小人（小・中学生）			100円

改正後				改正前			
	く。))						
	幼児		無料		幼児		無料
	障害者		120円		障害者		100円
	障害者 (18歳以下に限る。)		無料		障害者 (小・中学生に限る。)		無料
	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料		障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料
3 プール (温水プールに限る。)				3 プール (温水プールに限る。)			
	使用者	単位時間等	使用料		使用者	単位時間等	使用料
個人	大人	2 時間以内 (10月から 5 月までの間は、1 回)	540円	個人	大人	2 時間以内 (10月から 5 月までの間は、1 回)	480円
	高齢者		170円		高齢者		150円
	子ども (18歳以下 (幼児を除く。))		170円		小人 (小・中学生)		150円
	幼児		無料		幼児		無料
	障害者		170円		障害者		150円
	障害者 (18歳以下 に限る。)		無料		障害者 (小・中学生 に限る。)		無料
	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料		障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料
	大人	1 時間以内	270円		大人	1 時間以内	240円
	高齢者		90円		高齢者		80円
	子ども (18歳以下 (幼児を除く。))		90円		小人 (小・中学生)		80円

改正後					改正前				
		く。))							
		幼児				無料			
		障害者				90円			
		障害者（18歳以下に限る。）				無料			
		障害者の介護者 （委員会が定める 人数に限る。）				無料			
団体			1 コース 2 時間以内	6,530円	団体			1 コース 2 時間以内	5,760円
4 小ホール					4 小ホール				
使用日	時間区分				使用日	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30分まで	午後 5 時30 分から午後 10時まで	午前 9 時から 午後10時 まで		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30分まで	午後 5 時30 分から午後 10時まで	午前 9 時から 午後10時 まで
日曜日、土 曜日及び休 日	6,760円	10,150円	15,230円	25,380円	日曜日、土 曜日及び休 日	5,280円	7,920円	11,880円	19,800円
日曜日、土 曜日及び休 日以外の日	5,070円	8,460円	11,840円	20,300円	日曜日、土 曜日及び休 日以外の日	3,960円	6,600円	9,240円	15,840円
5 クライミングウォール					5 クライミングウォール				
使用者		単位時間		使用料	使用者		単位時間		使用料
大人		1 時間以内		460円	大人		1 時間以内		360円
子ども（18歳以下）				190円	小人（小・中学生）				150円
備考					備考				
1 体育館を個人で使用する場合において、正午から午後 1 時まで					1 体育館を個人で使用する場合において、正午から午後 1 時まで				

改正後	改正前
での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。 2 校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。 3 委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の1時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。 4 委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>140円</u>、高齢者、<u>子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）</u>及び障害者（<u>18歳以下の者</u>を除く。）にあつては<u>50円</u>を徴収する。 5 <u>子ども（18歳以下の者をいう。）</u>を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。 6 委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>230円</u>、<u>子ども（18歳以下の者をいう。）</u>にあつては<u>100円</u>を徴収する。 7 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規	での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。 2 校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。 3 委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の1時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。 4 委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>120円</u>、高齢者、<u>小人</u>及び障害者（<u>小・中学生</u>を除く。）にあつては<u>40円</u>を徴収する。 5 <u>幼児、小学生又は中学生</u>を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。 6 委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>180円</u>、<u>小人</u>にあつては<u>80円</u>を徴収する。 7 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規

改正後				改正前			
定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。				定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
施設名	種別	単位	金額	施設名	種別	単位	金額
校庭	夜間照明	1時間以内	<u>1,690円</u>	校庭	夜間照明	1時間以内	<u>1,320円</u>
庭球場	夜間照明	1時間以内	<u>840円</u>	庭球場	夜間照明	1時間以内	<u>660円</u>
小ホール	照明器具	1台又は1回路 1回	<u>960円</u>	小ホール	照明器具	1台又は1回路 1回	<u>750円</u>
	ピアノ	1台 1時間以内	<u>1,280円</u>		ピアノ	1台 1時間以内	<u>1,000円</u>
備考				備考			
1 単位の1回とは、別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。				1 単位の1回とは、別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。			
2 校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。				2 校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。			